

農で育むまちづくり
清 瀬 市 農 業 振 興 計 画 素 案
伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業

第一章 振興計画策定の趣旨

1. 農業振興計画策定の目的

清瀬市は平成9年7月に「清瀬市農業振興計画」を策定し、農業施策を行なって参りました。しかし、策定後10年を経過し、その間都市農業を取り巻く状況が大きく変化するとともに市民の農業に対する関心が高まるなど、環境が大きく変化しました。

清瀬市においても、宅地化による農地の減少と高齢化など担い手不足等以前にも増して農業を取り巻く環境が厳しくなってきました。

このような中、農業者、農業団体などが連携し、国・東京都及び市の農業振興に関する各種計画や法律と整合性を図りながら、これまでの10年間の取組を踏まえ、今後10年間の清瀬市の農業振興の目標を明らかにし、農地を守り、担い手を育成する効果的な施策の展開を図っていくことを目的として、本計画を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

3. 関連する計画等との関係

(1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」（国 平成17年3月）

平成11年に策定された新しい農業基本法である「食料・農業・農村基本法」において、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興と4つの基本理念や施策の基本方向を示しています。それを的確に実施していくために、「食料・農業・農村基本計画」が平成12年3月に策定されました。

その後、平成17年3月に改定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」は、今後10年程度の農政全般の基本方針を示すとともに、食料自給率の目標設定とその実現、食の安全性と消費者の安全・安心、担い手の確保・育成と経営安定化対策、都市農業の育成等、重点的に取り組むべき施策が明記され、政府・地方公共団体・農業者・農業団体等が一体となって各施策に取り組んでいくこととしています。

(2) 農業経営基盤強化促進法

本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想として位置付け、農業経営改善計画の策定支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。

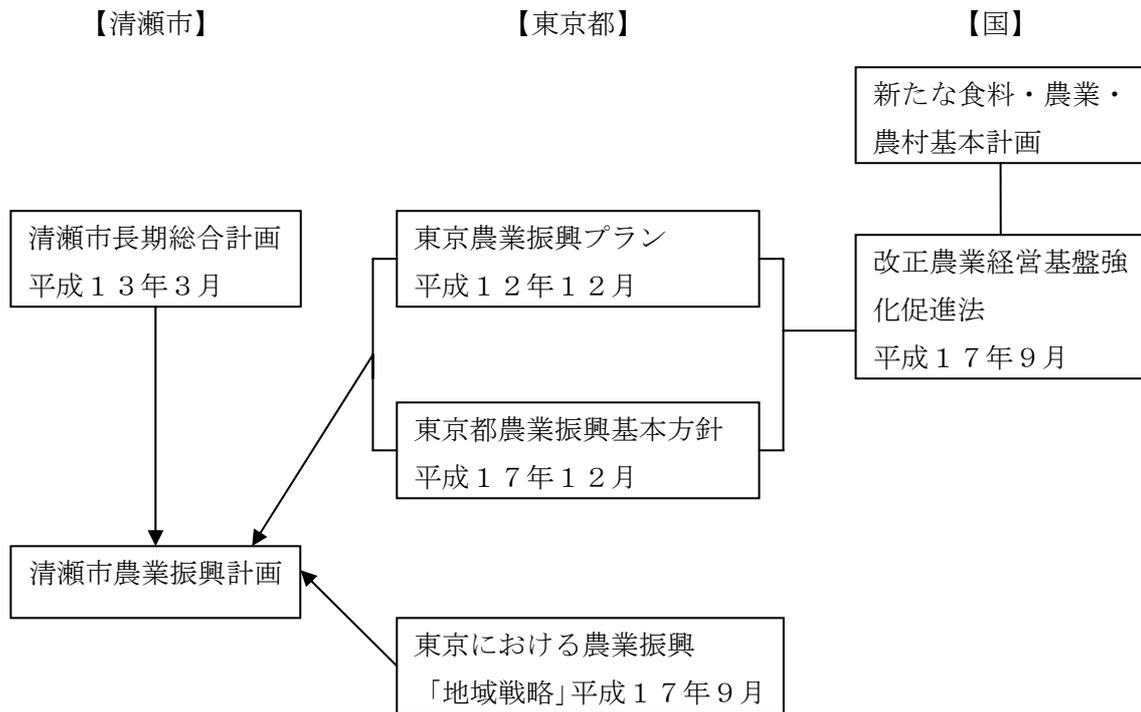
(3) 東京農業振興プラン

本計画は、「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとします。

(4) 清瀬市長期総合計画（平成13年3月）

本計画は、「清瀬市長期総合計画」にある「豊かさをはぐくむ産業の育成及び市民とふれあう都市農業」における施策内容を踏まえて策定するものです。

清瀬市農業振興計画と他の計画等との関係は以下の表の通りとなる。



4. 計画の構成

本計画の構成は以下の通りとする。

本計画の構成

第一章	振興計画策定の趣旨
第二章	清瀬市農業の現状と課題
第三章	関連計画と政策動向
第四章	清瀬市農業の将来像と基本方向
第五章	農業振興施策の体系と内容
第六章	計画の実現に向けて

第二章 清瀬市農業の現状と課題

1 清瀬市の農業の概要

1) 清瀬市の現状

(1) 位置

清瀬市は、東京都心から約25 kmの距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し、東西5.09 km、南北4.63 kmで、面積は10.19 km²である。また、市の東側は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接している。



(2) 沿革

- ・明治22年に清瀬村が誕生、当時は、純農村地帯であった。
- ・昭和6年以降結核療養施設が次々と建設され、「病院の町」として有名になる。
- ・昭和29年には、人口は14,000人で町制を施行する。
- ・その後、宅地化が進み人口が急増、5万人を超えた昭和45年に市制を施行、現在に至る。

(3) 面積と土地利用

- ・総面積は1,019 haである。
- ・昭和30年代の高度成長期以降、首都圏の近郊都市として、急激な人口増加により農地、山林の宅地化が進む。
- ・平成3年の生産緑地法の改正により、農地の87.1%が生産緑地地区となり、長期に渡って農業が継続されることから、土地利用は穏やかに変化している。
- ・平成17年の土地利用状況は、宅地45.1%、畑地22.2%、山林2.0%、その他30.7%となっている。

土地利用の推移

上段：㎡、下段：%

年	宅地	畑地	山林	その他
昭和55年	4,262,445 41.8	2,952,129 29.0	448,608 4.4	2,526,818 24.8
昭和60年	4,298,206 42.2	2,867,307 28.1	348,968 3.4	2,675,519 26.3
平成2年	4,317,591 42.4	2,762,493 27.1	278,724 2.7	2,831,192 27.8
平成7年	4,473,216 43.9	2,520,239 24.7	238,733 2.4	2,957,812 29.0
平成12年	4,427,816 43.5	2,407,060 23.6	223,454 2.2	3,131,670 30.7
平成17年	4,592,209 45.1	2,265,303 22.2	199,758 2.0	3,132,730 30.7

資料：固定資産概要調書

(4) 都市計画

- ・清瀬市内の農地を含む全てが市街化区域になっている。
- ・清瀬市の農地は227.74haで、その内198.45haが生産緑地の指定（平成18年現在）を受けている。

(5) 人口・世帯数

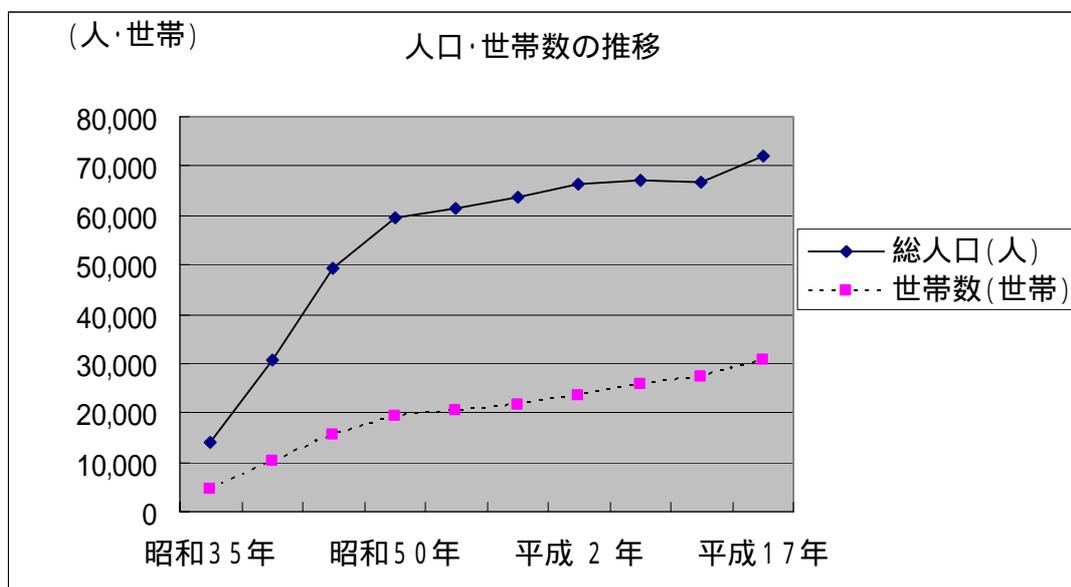
- ・人口は、平成2年、7年では増加し、12年では減少にあったものがその後の5年間で大幅に増加し、平成17年には、72,135人となっている。世帯数は増加傾向にある。将来人口予測として、「清瀬市長期総合計画」の基本構想では、目標年次平成27年（2015年）において75,000人、「都市計画マスタープラン」では目標年次平成32年（2020年）において77,000人としている。
- ・世帯数の推移は、昭和50年まで、大幅に増加し、その後、緩やかな増加となり、平成17年は30,810世帯となっている。
- ・1世帯あたり人員の推移をみると、平成2年では2.8人/世帯であったものが、平成17年には2.3人/世帯となっており、核家族化の進行がみられる。
- ・階層別人口における50～60歳代の割合からみて、今後の高齢化は現在にも増して進むことが予想され、平成17年における65歳以上の割合が20.0%に対して、「清瀬市長期総合計画」の基本計画においても、平成20年（2008年）における65歳以上の割合を22.6%と予想している。

人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移

各データ：1月1日

年	総人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯当たり人員(人)
昭和35年	14,125	4,544	3.1
昭和40年	30,895	10,128	3.1
昭和45年	49,115	15,732	3.1
昭和50年	59,372	19,206	3.1
昭和55年	61,387	20,370	3.0
昭和60年	63,814	21,550	3.0
平成2年	66,245	23,647	2.8
平成7年	67,273	25,673	2.6
平成12年	66,913	27,215	2.5
平成17年	72,135	30,810	2.3



平成17年版 統計きよせ

2. 清瀬市農業の現状

(1) 農家の現状

① 農家戸数

平成17年農林業センサスによれば総農家戸数は308戸である。これを昭和45年当時と比較すると、32.9%の減少であり、平成12年農業センサスの農家数から5年間で5.8%の減少している。

専・兼業別に農家数の推移をみると、専業農家は昭和50年から平成7年までは減少し続けていたが、平成12年以降は増加している。

一方、兼業農家は昭和45年から昭和50年にかけて41戸減少し、昭和55年に再び増加した後は、平成17年現在に至るまで減少し続けている。

年	総数	専業農家	兼業農家	兼業農家の内訳	
				第1種兼業農家	第2種兼業農家
昭和45年	459	121	338	145	193
	100.0	26.4	73.6	42.9	57.1
昭和50年	423	126	297	124	173
	100.0	29.8	70.2	41.8	58.2
昭和55年	401	90	311	108	203
	100.0	22.4	77.6	34.7	65.3
昭和60年	392	85	307	107	200
	100.0	21.7	78.3	34.9	65.1
平成2年	359	79	280	83	197
	100.0	22.0	78.0	29.6	70.4
平成7年	326	44	282	92	190
	100.0	13.5	86.5	32.6	67.4
平成12年	327	88	239	61	178
	100.0	26.9	73.1	25.5	74.5
平成17年	308	107	201	38	163
	100.0	34.7	65.3	18.9	81.1

資料：農林業センサス

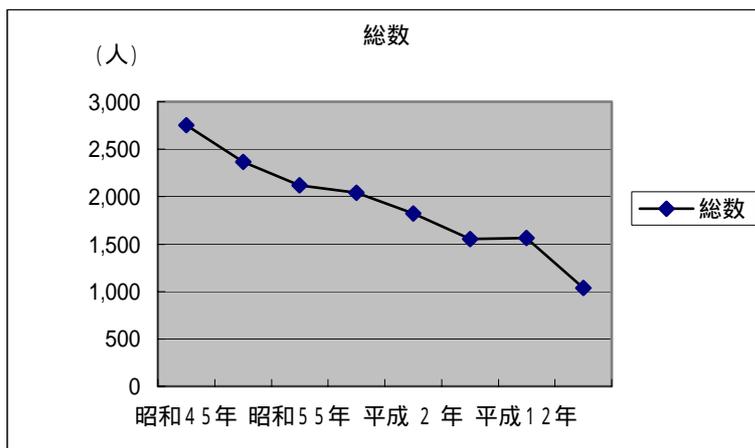
② 農家人口

- ・平成17年の農家人口は1,037人となっている。
- ・農家人口は平成7年まで減少していたが、平成12年には若干増え、平成17年は大幅な減少となった。

農業人口の推移

単位：人

年	総数	男性	女性
昭和45年	2,754	1,380	1,374
昭和50年	2,368	1,192	1,176
昭和55年	2,118	1,061	1,057
昭和60年	2,039	1,002	1,037
平成2年	1,821	905	916
平成7年	1,556	757	799
平成12年	1,562	774	788
平成17年	1,037	514	523



資料：農林業センサス

③ 販売農家と自給的農家

- ・平成17年の農家戸数のうち、販売農家数は230戸（74.7%）で、自給的農家は、78戸（25.3%）となっている。
- ・北多摩地区（販売農家が66.6%）や東京都全体（販売農家数が53.5%）と比較しても販売農家比率が高く、農業経営を確立している農家が多いと考えられるものの調査毎に販売農家数は減少している。

販売農家と自給的農家の比率 上段：戸、下段：%

市・地区	年	総数	販売農家	自給的農家
清瀬市	平成 2 年	359	285	74
		100.0	79.4	20.6
	平成 7 年	326	246	80
		100.0	75.5	24.5
平成 12 年	327	243	84	
	100.0	74.3	25.7	
平成 17 年	308	230	78	
	100.0	74.7	25.3	

北多摩	平成 17 年	4,588	3,054	1,534
		100.0	66.6	33.4
東京都	平成 17 年	13,748	7,353	6,395
		100.0	53.5	46.5

資料：農林業センサス

(2) 農業の担い手

- ・平成 17 年の販売農家の農業就業人口は 587 人で、男性が 296 人(50.4%)、女性 291 人(49.6%) となっている。
- ・60 歳以上の人口が全体の 47.9% と高齢化が進行している。
- ・年齢構成を東京都と比較すると、清瀬市は 49 歳以下が 36.7% を占めており、他市と比較しても、若い世代が中心となって農業を営んでいることがわかる。

年齢別農業就業人口（販売農家）の状況（平成 17 年）

単位：人、%

年齢区分	清瀬市				東京都			
	総数	男性	女性	構成	総数	男性	女性	構成
15～29歳	48	33	15	8.2	833	564	269	5.1
30～39歳	51	29	22	8.7	1,189	608	581	7.3
40～49歳	116	59	57	19.7	2,116	998	1,118	12.9
50～59歳	91	43	48	15.5	2,668	1,281	1,387	16.3
60歳以上	281	132	149	47.9	9,538	4,689	4,849	58.4
総数	587	296	291	100.0	16,344	8,140	8,204	100.0

資料：2005 年農林業センサス

(3) 農地の現状

① 農地面積

- ・清瀬市の農地面積は平成17年では227.74haで、市の総面積の約22.3%を占めている。

このうち、198.45haの農地が生産緑地地区に指定してされ、指定率は87.1%と非常に高く、営農意欲が高いことがうかがわれる。

農地面積の内訳（平成17年）

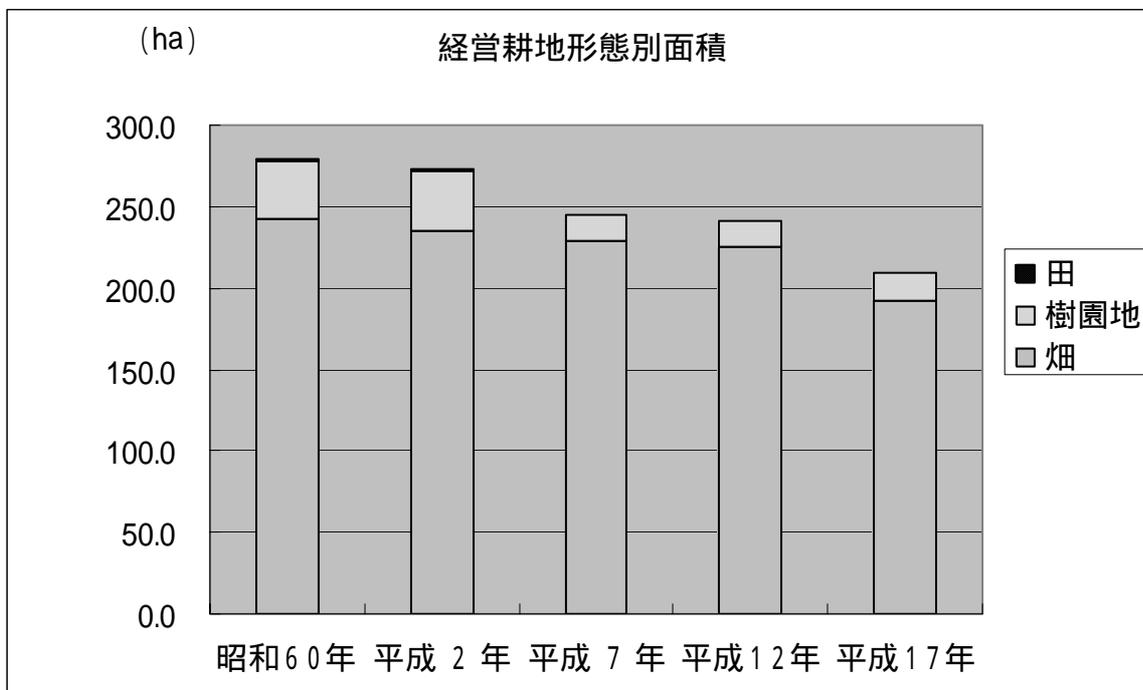
	面積(ha)	比率(%)
市街化区域面積	227.74	100.0
生産緑地面積	198.45	87.1
宅地化農地面積	29.29	12.9
農地面積合計	227.74	100.0

資料：東京都都市整備局

② 経営耕作地形態別面積

- ・経営耕作地面積は減少を続けている。
- ・昭和60年から平成7年にかけては樹園地の減少が大きかったが、平成7年から17年、特に平成12年から17年にかけては、畑の減少が際立っている。

経営耕地形態別面積の推移



資料：農林業センサス

③ 農地転用

平成8年以降10年間の農地転用動向は、所有権の移転が伴う5条申請の件数が302件(17.0ha)、自己転用である4条申請者が205件(14.4ha)となっており、合わせると507件で31.4ha、平均3.1haが転用されている。

農地転用の状況

単位:件、m²

年度	法関係	農地法第4条		農地法第5条		合計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
昭和55年度		31	10,427.00	39	15,107.00	70	25,534.00
昭和56年度		32	15,079.00	40	12,523.00	72	27,602.00
昭和57年度		16	6,347.00	45	15,170.00	61	21,517.00
昭和58年度		17	7,359.33	35	9,577.81	52	16,937.14
昭和59年度		34	12,343.52	35	10,027.05	69	22,370.57
昭和60年度		24	10,655.51	44	9,325.58	68	19,981.09
昭和61年度		26	11,540.01	43	13,947.48	69	25,487.49
昭和62年度		35	23,912.60	44	21,305.73	79	45,218.33
昭和63年度		34	12,383.89	37	18,203.96	71	30,587.85
平成元年度		27	14,784.00	33	13,485.05	60	28,269.05
平成2年度		29	24,057.51	26	12,256.92	55	36,314.43
平成3年度		43	29,850.61	38	10,519.02	81	40,369.63
平成4年度		77	53,928.97	25	15,928.98	102	69,857.95
平成5年度		32	31,482.00	38	20,120.66	70	51,602.66
平成6年度		31	24,737.72	39	23,209.07	70	47,946.79
平成7年度		23	10,498.00	27	9,832.92	50	20,330.92
平成8年度		25	14,071.00	35	10,460.34	60	24,531.34
平成9年度		23	12,426.33	18	8,219.00	41	20,645.33
平成10年度		18	11,292.86	27	9,051.74	45	20,344.60
平成11年度		19	7,783.68	27	14,150.23	46	21,933.91
平成12年度		26	11,968.82	30	21,933.95	56	33,902.77
平成13年度		23	18,811.80	21	8,216.67	44	27,028.47
平成14年度		16	17,966.92	34	18,786.51	50	36,753.43
平成15年度		18	14,837.69	37	28,354.98	55	43,192.67
平成16年度		23	20,599.00	42	18,756.35	65	39,355.35
平成17年度		14	14,476.15	31	31,579.95	45	46,056.10

資料:清瀬市農業委員会

生産緑地

清瀬市の農地は全て市街化区域内となっているが、平成3年の生産緑地法改正により、市街化区域内農地については「生産緑地」と「宅地化農地」に区分された。

清瀬市では、平成17年10月現在、280地区198.45haの生産緑地が指定されており、指定率87.1%と東京都及び市部の平均指定率を大きく上まわっている。

北多摩地区の生産緑地の指定状況

平成18年1月1日現在

市名	市街化区域内農地面積 ha	生産緑地地区指定面積 ha	地区数 件	構成比 %
清瀬市	227.74	198.45	280	87.1
立川市	278.74	232.30	393	83.3
東大和市	81.92	53.48	218	65.3
武蔵村山市	158.26	107.93	363	68.2
武蔵野市	33.96	30.80	86	90.7
三鷹市	188.37	163.68	341	86.9
府中市	174.49	115.34	489	66.1
調布市	184.70	146.33	446	79.2
狛江市	52.41	40.40	151	77.1
昭島市	82.24	55.49	226	67.5
小金井市	91.44	75.03	242	82.1
小平市	241.49	209.30	412	86.7
国分寺市	173.87	136.04	252	78.2
東村山市	191.64	150.46	347	78.5
東久留米市	194.34	170.89	326	87.9
国立市	73.01	51.61	148	70.7
西東京市	174.40	145.32	323	83.3
市部合計	4,392.32	3,195.83	9,983	72.8
東京都合計	5,153.71	3,703.35	12,382	71.9

資料：東京都都市整備局

(4) 農業生産

① 作物別作付面積

平成17年の作物別作付面積は野菜類が圧倒的に大きく、全体の85.8%を占めている。

作物別作付面積 (平成17年)

単位：a

年	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作物類	野菜類	花卉類 花木	種苗・ 苗木類	その他	合計
平成17年	0	50	15	807	25	100	17,180	977	91	772	20,017

資料：2005年農林業センサス

② 作付面積上位品目

平成17年の野菜の作付面積は、ほうれんそう、にんじん、さといも、だいこん、ごぼうの順に大きい。

果樹の収穫量は、ぶどうが最も高く、次いで、くり、かき、日本なし、うめの順となっている。

野菜作付面積上位品目

順位	品目	作付面積(ha)	収穫量(t)
1	ほうれんそう	53	673
2	にんじん	47	2,050
3	さといも	32	315
4	だいこん	18	778
5	ごぼう	16	262

果樹収穫量上位品目

順位	品目	作付面積(ha)	収穫量(t)
1	ぶどう	2	17
2	くり	8	9
3	かき	1	7
4	日本なし	0	5
5	うめ	3	4

資料：東京農林水産統計年報 (平成16～17年)

③ 東京都における主な農産物の位置づけ

ほうれんそう、にんじん及びさといもの作付面積は、都内第1位に、だいこんは第3位に位置する。特に、にんじんは都内面積の36.3%を占める。

主な農産物の作付け面積

単位：a

順位	ほうれんそう	だいこん	にんじん	さといも
1位	清瀬市 5,161	東久留米市 2,357	清瀬市 3,924	清瀬市 1,754
2位	八王子市 4,944	八王子市 2,186	八王子市 574	小平市 1,521
3位	東久留米市 4,101	清瀬市 1,528	練馬区 548	立川市 1,107

資料：2005年農林業センサス

④ 部門別販売金額 1位の農家数

部門別販売金額1位の農家数は、露地野菜が最も多く171戸で全体の78.1%を占めている。次いで、花卉・花木の15戸、6.8%となっている。

部門別販売金額1位の農家数

単位：戸

年	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	雑穀・いも類・豆類等	花卉・花木	合計
平成17年	171	8	12	6	7	15	219

資料：2005年農林業センサス

⑤ 農業産出額

清瀬市の平成16年の農業産出額は11.5億円で前年より増加をした。

平成16年の産出額の種別割合は、耕種が91.3%、畜産が8.7%となっている。

野菜は全体の79.1%を占め、生産額においても清瀬市の主力であり、順調な伸びとなっている。

清瀬市の農業産出額 単位：千万円

種別	平成14年	平成15年	平成16年
総数	99	107	115
耕種	88	96	105
米	0	0	0
野菜	76	86	91
果実	3	3	3
その他	9	7	11
畜産	11	11	10
乳用牛	9	10	8
豚	0	0	0
鶏	1	1	1
その他	1	0	1
加工農産物	0	0	0

資料：東京農林水産統計年報（平成16～17年）

(5) 畜産

清瀬市の畜産は、都市化の進行に伴い生産環境は厳しくなり、減少を余儀なくさせている。

畜産の状況 単位：戸、頭、羽

年	乳牛		鶏	
	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養羽数
平成2年	10	243	2	500
平成7年	7	210	1	400
平成12年	6	172	3	200
平成17年	6	184	-	20

資料：農林業センサス

(6) 流通

清瀬市における農業生産物の出荷形態は都内の市場流通が中心となっている。

直売は庭先の無人直売所が中心となっているが、地産地消の一環として平成16年6月より野菜等の共同直売所が開設され、新鮮な地元農産物を提供する場を設けた。

(7) ふれあい農業

市民とのふれあいの場として、市民農園や、農業まつり・市民まつりなどがある。

① 市民農園

市内には6箇所市民農園があり、1区画20㎡、287区画が整備されている。清瀬市民を対象に約3年契約（月額1,300円）で公募し、平均2倍弱の応募がある。

- ・ 上清戸一丁目市民農園 75区画
- ・ 上清戸二丁目市民農園 66区画
- ・ 中清戸五丁目市民農園 26区画
- ・ 下清戸二丁目市民農園 28区画
- ・ 中里二丁目市民農園 15区画
- ・ 竹丘二丁目市民農園 77区画

② 農業まつり

毎年、秋の収穫時期の土日の2日間に清瀬市民センターを中心として農業まつりを開催している。

農産物の販売、植木・花などの無料配布などのイベントを実施している。

3. 清瀬市農業の課題

(1) 農地の保全

清瀬市の農地は年々減少しているが、現在も市の総面積の22.3%を占めている。この農地は、都内でも数少ないまとまった農地があり、生産力の高い農地である。

生産緑地の指定は87.1%と高く、農業者の強い営農意欲が伺われる。

また、農家アンケート調査によると、宅地化農地を今後、「自分の代まで」または「将来とも農地として維持をしていく」と回答した人は、60%となっている。

また、「農業を継続したい」または「自分の代は現状維持」と回答した人は74%という結果で、農地として維持していきたいという意向が強く出ている。

一方で、「続けたいが難しい」、「農業を維持できる状況ではない。」と答えた理由としては、「後継者がいない」、「収益性が低い」、「税制等で維持できない」と言う考えもあり、これら農地を取り巻く環境の厳しい中、今後、農地の維持が困難な状況も発生すると思われる。

市民を対象としたアンケート調査からは、農地については、「多く残して欲しい」、「緑地空間にして欲しい」などの意見もあり、農地は、農業本来の目的のほか、「自然環境の保全」、「災害の防止」、「自然とのふれあい」、「農ある景観保全」など、農地の維持・保全が重要であるという結果がでている。

農地を将来的に残していくためには、まちづくりの視点からも計画的な保全が必要となる。

日頃食べている野菜や果実などの農産物に関する関心は、「新鮮さ」、「農薬などの安全性」の順である。清瀬市農業が地域住民とともに発展していくためには、安全・安心、環境に配慮した農業を推進していく必要がある。

(2) 農業経営の確立

清瀬市農業は都市近郊の利点を活かしながら、都内でも有数の農業経営を展開している。農家アンケート調査で、「今後の農業経営についてどう考えていますか」の問には、「土づくり」、「減農薬」、「高付加価値型農業」の拡大の順となっている。

また、農業施策で重視して欲しいものとしては、「有機農業」、「低農薬化対策」、「防鳥網・防薬網の整備」、「特産物のブランド化」、「生産施設の充実」、「直売所の拡大」、「学校給食への供給」、「市民農園の拡大・開設」、「体験農園の開設」、「スーパー・小売店に特設コーナーを設置」、「PR・イベント」などという回答が得られた。

今後は、近代的な経営手法の導入や生産性・収益性の高い農業の展開など活力のある農業経営の確立と、農業の後継者の育成や新たな担い手づくりを進めていくことが求められている。

さらに、時代のニーズに適した安全・安心で新鮮な農産物の提供や付加価値の高い農業の推進などにより、魅力ある産業としての清瀬市農業を展開していく必要がある。

(3) 食とふれあい農業の推進

清瀬市では、農業の理解を深め、農業を通じた市民交流を推進するため市民農園、農業まつり、農家・消費者・商工業者などとのふれあい農業の推進が図られてきた。

また、平成17年には「食育基本法」が制定され、農家と消費者との間の交流の促進等により、農産物の生産における体験活動の促進などがうたわれている。

農家を対象としたアンケート調査では、農家と地域住民とのふれあいについて、「農産物販売を通じてのふれあい」、「農作業への協力、体験でのふれあい」、「子供達の農業体験、学校などでのふれあい」、「地域コミュニティーでのふれあい」、「調理方法など講習会でのふれあい」の回答があった。

市民を対象としたアンケート調査では、農業・農家とのふれあいや環境づくりについて、農業等による子供の自然環境教育に「関心がある」という回答が多く、関心のあるものの中で、今後やってみたいものとしては、「市民農園・体験農園」、「料理教室」、「農作業の手伝い」、「農家との懇談会」の順であった。

市民と農業・農業者が直接ふれあう交流は農業への理解だけでなく、農業従事へのきっかけづくりや販売の拡大にも繋がる可能性を持つため一層の推進が必要であり、今後のまちづくりにおいても重要な課題である。

第三章 関連計画と政策動向

1. 新たな食料・農業・農村基本計画（農林水産省）

今後の政策推進の指針となる食料・農業・農村基本計画については、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ平成12年に策定、5年の見直が行なわれ、新たな基本計画が平成17年3月25日に閣議決定された。

食料・農業・農村基本計画のポイント

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 前計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化を踏まえ、10年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を実施する。

第2 食料自給率の目標

平成27年度の自給率の目標は、実現可能な生産と消費の水準を踏まえ、以下のとおり設定した。

	平成15年度 (%)	平成27年度 (%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35

第3 都市農業に関する記載は、参考資料による。

2. 東京農業振興プラン（平成13年12月 東京都）

東京都は、21世紀に入り、社会・経済が大きな転換期を迎えようとしているなか、東京農業の可能性を切り拓き、魅力ある産業としての発展の方向を明らかにするため、東京農業振興プランを策定した。

（1）プランの特色

東京農業の振興には、農業者の経営者マインドの発揮とともに、都民の参加と協力を得ることが不可欠との認識から、農業・農地の持つ多面的機能を活かし、魅力ある産業として東京農業を振興する方向を示している。

（2）東京農業振興の基本的考え方

① 基本的視点

『新たな可能性を切り拓く東京農業の挑戦』

農業者の経営マインドを発揮した経営展開や都民の参加による「新しい農業の芽生え」を育て、農業者・都民・行政が協力して農業の新たな可能性を切り拓いていく。

② 振興施策の目標

『魅力と活力あふれる産業・東京農業の実現』

生産・流通改革を進め、収益性の高い農業を展開し、産業として魅力と活力のある東京農業を実現する。

また、農業の持つ様々な機能を発揮できるよう、経営の多面的展開を図ることにより、都民の暮らしに積極的に貢献する。

③ 主要指標と目標値の設定

農地面積、農家数等は、5年後の平成17年及び15年後の平成27年について、これまでの減少傾向を大幅に改善することを目標とした。

具体的には、5年後の総農地面積8,500 ha、農家数14,800 戸、就業人口22,800人の確保、また生産量や主要農畜産物の自給率は生産性の向上等により現行水準の維持を目指している。

東京農業振興プランの指標と目標値

主要指標	総農地面積 (ha)	農家数 (戸)	農業就業人口 (人)
平成12年	9,000	15,500	25,600
平成17年	8,500	14,800	22,800
平成22年	8,100	13,800	20,400
平成27年	7,600	13,000	17,900

④ 振興の方向

- 特色ある農畜産物供給のための生産・流通システム改革
- 都市の有利性を発揮した新しい農業経営の育成

○ 豊かな都民生活に貢献する東京農業の確立

(3) ゾーニングと地域別の振興方向

「東京構想 2000」のエリア区分を基本としながら、東京農業の地域実態を加味し、都心部、都市及び都市周辺部、山間及び山間周辺部、島しょ部の 4 ゾーンに区分し、広域にわたる都市及び都市周辺部に 3 つのサブゾーンを設定した。

清瀬市は、都市及び都市周辺部のゾーンに属し、多摩東・区部西サブゾーンに位置付けされている。

多摩東・区部西サブゾーンの振興方向と施策の展開の概要は以下のとおりです。

① 野菜

都民の安全志向に応えるため、堆肥の供給体制づくりや特別栽培農産物等の認証などを通じて、環境と調和した農業を推進します。こうした取組を通じ、市場競争力の強化とともに、生協や量販店等との契約出荷などによる安定した流通体制づくりを支援する。

また、野菜供給確保対策事業の推進などにより、農家が安心して生産を継続できる経営環境づくりを進めるとともに、共同直売所の充実やネットワーク化、商店街と連携した農畜産物の販売など多元的な販売体制づくりを推進する。

② 果樹・花き・植木

新しい品種や栽培技術の開発と迅速な普及により産地力の強化を図るとともに、果樹や花きの観光農園などを通じて都民との交流を深める東京型グリーンツーリズムの拠点づくりを進める。

③ 交流型農業

需要の増加が見込まれる体験農園や子供たちが農業とふれあえる学童農園・教育ファーム、高齢者や障害者のための農園などを農業経営として展開する農家を育成します。また、まちづくりと調和した農地の景観整備や防災農地協定を進めるなど、農業・農地を核としたコミュニティーの形成と農地の多面的機能の強化を図る。

④ 担い手

認定農業者への支援や意欲ある後継者への研修の充実を中心に、農業ボランティアや農業ヘルパーなど多様な担い手の育成や活用を支援する。

3. 東京における農業振興『地域戦略』

(平成17年9月 東京都農業振興事務所)

東京都下を8地域に分けそれぞれに対して農業振興「地域戦略」を示した中で、北多摩北部地域の主な農業振興「地域戦略」は下記のとおりです。

(1) 基本コンセプト

施設化の拡大などによる都民の食卓への新鮮・安全・安心な野菜や果実の供給基地とした。

(2) 農業振興の目標

- ① 元気な農業後継者と多様な担い手による野菜等供給基地の維持発展
- ② 新鮮野菜・おいしい果実と都市緑化に対する植木など産地力強化
- ③ 「人」と環境に配慮した農業の確立
- ④ 消費者の期待に応えた食の安全・安心の確保

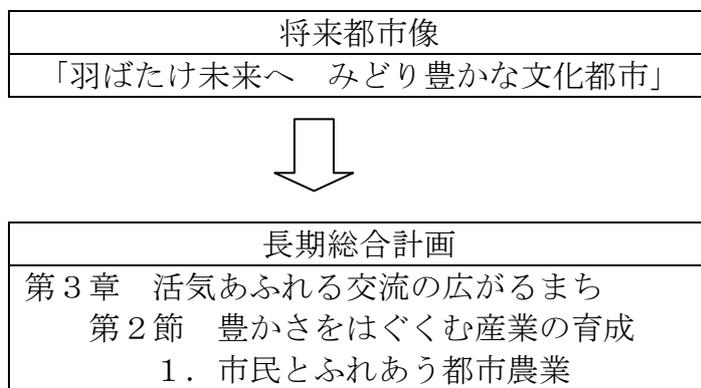
4. 清瀬市長期総合計画（平成13年3月）

- ・基本構想における将来像を「羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市」とし、「共感」、「共生」、「信頼」を基本理念とした。
- ・目標年次である平成27年の人口を75,000人と想定している。
- ・この計画は平成13年度を初年度とし、平成27年度までの15年間を計画期間とした。

(1) 長期総合計画における農業施策の位置づけ

- ・農業に関する計画は「第3章 活気あふれる交流の広がるまち」の「第2節 豊かさをはぐくむ産業の育成」の中「1. 市民とふれあう都市農業」で記述されている。

清瀬市長期総合計画における農業の位置づけ



(2) 農業施策の体系

- ・5つの柱のもとに施策の体系が定められている。

施策の体系	農地保全	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な農地の維持・保全 ・都市に潤いを与える農地の維持・保全
	農業基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の近代化、合理化 ・環境にやさしい農業の推進 ・付加価値の高い農業の推進 ・多様な販売手法の確立
	農業従事者の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保と育成 ・組織・団体の育成と交流の推進
	ふれあい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの場の拡大 ・農業ネットワークの形成
	農業の教育・福祉的機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の教育的機能の活用 ・農業の福祉的機能の活用

(3) 施策の実施状況

清瀬市後期基本計画の農業施策の実施現状を以下の表に取りまとめる。

清瀬市後期基本計画・農業施策の実施現状

施 策		現 状
環境に配慮した農地の保全	計画的な農地の維持・保全	・清瀬市の生産緑地の指定率は87.1%と高い率であり、この生産緑地を適正に維持していくことが課題である。
	都市にうるおいを与える農地の維持・保全	・生態系の維持、市民の潤い、防災機能等、農地の持つ多面的機能を残しつつ、まちづくりの一環として、維持・保全を図る。
活力ある農業経営の育成	農業経営の近代化・合理化	・複式簿記の実施、認定農業者の推進に向け農業委員会・各団体と協議中である。
	環境にやさしい農業の推進	・東京都のエコファーマーなどを取得し、有機・減農薬の推進を図っている。
	付加価値の高い農業の推進	・野菜のブランド化を推進している。
	多様は販売手法の確立	・地産地消の拡大を図るため、農産物の共同直売所を開設した。
未来を担う農業者の育成	農業の担い手の確保と育成	・やりがいのある農業を目差し、研修等を実施し、各種農業団体の協力により更なる担い手確保・育成を図っている。
	組織・団体の育成と交流の推進	・各種農業団体があり研修会等を通し交流を図り、情報交換を積極的に進めている。
ふれあい農業の推進	ふれあいの場の拡大	・現在市民農園は6箇所あるが、今後は農家が主体的に行う体験農園の充実を図る。また、農業まつりで直接市民とのふれあいを実施していく。
	農業ネットワークの形成	・農業者・消費者・商業者との交流会を実施したが、今後更なる事業の充実を図っていく。また、農業を通じて、消費者、商店へのネットワークを始めている。
農業の教育・福祉的機能の活用	農業の教育的機能に活用	・現在、市内中学校の体験学習を推進し、農家及び、土・作物に触れることで、次世代を担う子供たちに農の大切さを知る機会を作っていく。
	農業の福祉的機能の活用	・市民の健康づくりを目指し、福祉向上を目的とした農業ふれあいの場づくりを図っている。

第四章 清瀬市農業の将来像と基本方向

1. 清瀬市農業の将来像

清瀬の農業は、都市化の進展などに伴い農地と農業人口の減少が進んでいるが、都内でも有数のまとまった農地が残り、野菜を中心とした都市農業を行なっている。

また、地域住民の身近にあって、新鮮で質の高い農産物を供給することにより、都市住民の需要に迅速・的確に応える役割を担っている。また農地は雑木林とともに緑地として都市にうるおいを与え、さらには防災空間の提供など都市地域特有の多面的機能を果たし、都市形成に欠くことができないものになっている。

清瀬市においても、農業者の高齢化や後継者不足など、今後も厳しい環境にあるが、都市農業としての消費者に安全・安心でおいしく食べられる農産物を提供すること、これらの生産活動を通じて、市民と共存し、様々なかたちで農業とふれあう場をつくることにより、市民の農業への理解を一層深め、市民生活と結びついた農業を展開していく必要がある。

市民の豊かな食生活を支え、うるおいとふれあいの場を創出していく清瀬市農業の将来像を次のように設定する。

伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業

2. 将来像を実現するための基本方向

清瀬市農業の将来像を実現するための基本方向として、以下の5つを定め、これに従い施策の展開を図る。

【5つの基本方向】

- (1) 農地の保全
- (2) 農業基盤の確立
- (3) 農業従事者の育成と支援
- (4) ふれあい農業の推進
- (5) 農業教育・福祉的機能の活用

(1) 農地の保全

都市化の進展や農業従事者の高齢化など、農業を取り巻く諸環境により農地が減少傾向にある中で、都市に潤いを与える空間としてまちづくりの中での農地の役割・機能を踏まえながらその維持・保全を図っていく。

- ・計画的な農地の維持・保全
- ・都市に潤いを与える農地の役割と機能の充実

(2) 農業基盤の確立

今後も農業が魅力ある産業として、継続し、発展されていくことが必要である。そのためには経営の近代化や合理化を進めると共に、環境に配慮した農業を推進する。

また、新たな取り組みによる付加価値の高い農業を促進すると共に、安全で新鮮な農産物の生産を増やし、市民が求める地場産野菜の市内供給の拡大を図れるよう販売手法の確立などの施策を推進する。

さらに、減農薬・減化学肥料栽培の推進に力を入れ、エコファーマーなどの認定・

認証制度の充実を図っていく。

- ・農業経営の近代化、合理化
- ・環境にやさしい農業の推進
- ・付加価値の高い農業の促進
- ・多様な販売手法の確立

(3) 農業従事者の育成と支援

農業後継者の確保・育成の支援し、減少する農家や農業の担い手への対策を図る。また、Uターン就農者など新たな担い手づくりや市民援農システムの導入などを検討すると共に、農業者組織との交流、市民との交流を促進し、情報交換や農業への理解促進を図る。

- ・担い手の確保と育成
- ・組織・団体の育成
- ・市民との交流の推進

(4) ふれあい農業の推進

農業の役割や意義を理解してもらうため、地域住民とのふれあいの場を積極的に作っていくと共に、農業者と消費者、他産業、行政等が相互に様々な交流と連携を行い、豊かな食生活と地域づくりが可能となる農業ネットワークを形成する。

- ・ふれあいの場の拡大
- ・相互交流の充実
- ・農業ネットワークの形成

(5) 農業の教育・福祉的機能の活用

農業を通して生命や環境を理解させる教育的機能や、農作物の栽培体験による健康づくりなどの福祉的機能を活用し、農業のもつ多面的な機能を発揮する。

- ・農業の教育的機能の活用
- ・農業の福祉的機能の活用

3. 部門別経営の方向

清瀬市の農業は、生産緑地の指定率が87.1%と高く、経営の将来を見越した、意欲ある農業経営が行われている。

経営類型を見ると、にんじん・ほうれんそう・だいこん等の野菜を主体とした農業経営が全体の8割近くを占めていることが特徴であるが、その他にも植木、花き（鉢花）、果樹（ぶどう等）、畜産（乳牛）の分野で特色のある農業経営が行われている。

(野菜を主体とした経営)

清瀬市の農業生産の大部分を占める経営類型であり、にんじん・ほうれんそう・だいこん等の露地野菜を中心とした農業経営が主体となっている。

最近では農業後継者を中心に、生産性の向上と天候等の影響を極力抑えるためビニールハウスを導入する農家が増え、露地と施設を組み合わせた経営に移行しつつある。農業産出額を見ても、最近では野菜の野菜産出額が増えており、施設導入の効果が目に見えるかたちで出てきている。

また、近年の消費動向から、「安全・安心」な農産物生産に向けた取り組みをする農家が増えてきており、エコファーマー、特別栽培農産物、栽培履歴の公開等への取り組み

など、野菜生産者の意識も年々高くなってきている。

流通形態では、都内への市場流通が中心となっている。直売は庭先の無人の直売所が中心だが、平成16年6月共同直売所が開設され、地産地消の一環として、新鮮な地元農産物を市民に提供する場も設けられた。

また、特産である大根では、「葉つきサラダ大根」を試作、出荷するなどブランド化を図るための取り組みも始めた。

今後の経営改善の方向として、生産技術については、施設導入による出荷期間の拡大と周年供給技術の確立、IPM（総合的病害虫管理）など環境負荷低減防除技術の導入に取り組めます。また、消費者の安全志向に更に応えるため、エコファーマーの取得促進や、特別栽培農産物等の認証などを通じて、環境保全型農業を推進する。

流通面では、こうした取り組みを通じ、市場競争力の強化を図るとともに、生協や量販店等との契約出荷などによる安定した流通体制の構築、共同直売所の充実やネットワーク化、商店等の人参を活用した新しい特産物の開発と連携した農産物の販売、野菜のブランド化などにより地産地消を進め、安定的な経営を目指します。

（花き・植木を主体とした経営）

花き生産については、花壇用苗物や鉢物の生産が主で、特に鉢物ではシクラメンや洋ランのほかに、クリスマスローズやシュウメイギク、ネリネなど他市には見られない特色のある種類が生産されている。販売先は東京を中心とした花き市場が主ですが、近年、庭先販売も増えている。

また、花き生産者グループ（清瀬市花きクラブ）では花のあるまちづくりの一環として、けやき通りの花壇などの植栽に取り組んでいる。

花きの経営改善方向としては、現在生産している特色ある種類を活かし、他産地との競合が少ない有利販売を目指し、安定した経営の実現を図っていく。

植木生産については、需要動向が高木から低木へ移る傾向にあわせて、生産品種もモッコク、ツバキなどの常緑広葉樹やケヤキ、トウカエデなどの落葉広葉樹から、ハナミズキやコニファー類など市場ニーズに即した樹種の生産が増えている。

今後は、屋上緑化や壁面緑化等、多様化する緑化目的に対応するため、付加価値のある有望樹種の生産方法、育成技術を確立し、植木生産の活性化を図っていく。

（果樹を主体とした経営）

市内では、ぶどうを経営の主体とした農家が4軒あり、季節にはその直売が風物詩として、市民の人気を得ている。

また、最近ではブルーベリーの栽培も増えてきており、観光農園として市民の人気を得て定着してきている。

果樹の流通は、直売のみで、一部は贈答品として都内だけでなく、他県まで宅配されている。

今後の経営改善の方向としては、ぶどうについては、消費動向に合わせた品種の選定や雨よけ施設導入による高付加価値化などにより、安定した農業経営を行っていく。

また、年々増加するブルーベリーの販売については、消費者のニーズに合わせて安定

して供給できるような出荷体制の確立を図っていく。

(畜産を主体とした経営)

畜産は、都市化が進む中で経営環境も厳しく、減少を余儀なくさせていますが、現在でも6戸の農家が酪農経営を行っている。

近年は乳価の低迷など、酪農経営を巡る情勢は厳しいものがありますが、今後は、牛群検定の導入や優良系統牛の導入により、生乳の高品質化、乳量の増加、生産性の向上を図る。また、家畜排せつ物ふん尿の優良堆肥化と園芸農家との連携による堆肥の流通促進を図る。さらに、他の地域で導入されているヨーグルトやアイスクリームなど加工部門も含めた酪農経営の検討を行なう必要がある。

4. 目標とする清瀬市農業の姿

清瀬市農業の将来像を実現していくためには、農業の基盤となる農地や農業を支える農家などを積極的に残していくことが必要である。

そのため、各種農業振興施策を実施し農業の継続と発展が可能なるように努める必要がある。

以下に、10年後の平成28年度を目標年次とする清瀬市農業の姿を具体的目標として設定し、併せて育成すべき経営モデルを示す。

(1) 清瀬市の姿

【確保すべき農地面積】

清瀬市の平成17年の経営耕作地面積は222.19haで、そのうち生産緑地として指定されている農地は198.45haとなっている。

平成12年の241.34haから5年間で約7.9%減少しており、今後も農業者の世代交代や農地転用などにより徐々に農地の減少が進むと思われる。

しかし、農家アンケートでは、宅地化農地を「今後、自分の代まで」が45%と、「将来とも農地として維持」が15%で合わせて、60%となり、多く占めていた。

ただ、相続になると、61%の方が農地の売却を考えている。

今後、計画的な農地の維持を行うとともに、まちづくりからの視点で農地を積極的に保全し、平成28年には200haを確保するところを目標とする。

経営耕地面積の推移と10年後の目標

推		移	目標
平成7年	平成12年	平成17年	平成28年
245.49ha	241.34ha	222.19ha	200ha

【確保すべき農家数】

平成17年の農林業センサスでは、清瀬市の農家数は308戸で、平成12年の327戸から約5.8%の減少となっている。

しかし、農業継続意識は農業を維持したいが18%と自分の代は現状維持56%で合わせて、74%が継続の意向がある。

今までの減少率で推移した場合、10年後には290戸を下回る予測されるが、今後、担い手の確保と育成を図り、平成28年の290戸を確保するところを目標と

する。

農家戸数の推移と10年後の目標

推		移		目 標
平成7年	平成12年	平成17年	平成28年	
326戸	327戸	308戸	290戸	

【中核的農家数と農用地利用集積の目標】

中核的農家は、効率的かつ安定的な経営を行う農家として、農業経営者意向調査により、年額300万円以上の農業所得を目標とする農家とし、150戸程度と設定する。

また、中核的農家の農用地に占める利用集積の目標は概ね20～30%とする。

(2) 目標とする経営指標

清瀬市農業は露地野菜を中心に、施設野菜、植木、鉢花、果樹、畜産など幅広い分野で行われている。

その中で、清瀬市の中核的な農家が具体的な目標を持ち、清瀬市農業をリードしていくため、農業所得500～800万円を中心とし、広がりを支えるため、300万円を中核的な農業所得とする。

年間労働時間1,800時間を目標とし、10年後の経営指標を営農類型別に設定する。

この指標の実現のために、新たな経営管理手法を取り入れ農業経営の合理化・近代化を図っていく。

農業従事形態としては、作業の合理化、臨時雇用や市民の援農による労働時間の短縮を図り、家族間の役割等の明確化による労働環境の改善を進める。

☆ 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（中核的な農家）の指標及び生産方式

☆ 農業所得・販売目標別経営体モデル

- 1 東京の農業をリードする経営体モデル（所得目標800万）
- 2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標500万）
- 3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万）

☆ 経営モデルのタイプ

- I 安心・新鮮・旬を貴重とした顔の見える農畜産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農畜産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農畜産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

グループ1：東京の農業をリードする経営体モデル<目標所得額800万円>

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	I II	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷	150 (施設 50)	3	ホウレンソウ、ニンジン、ダイコン、カブ サトイモ	パイプハウス トラクター、 は種機、予冷庫、 洗浄機、 動力噴霧機
野菜	I II IV	野菜の契約出荷を含む市場出荷と直売を主とした経営	150 (施設 40)	3	葉菜類、果菜類 根菜・いも類	パイプハウス トラクター、 は種機、予冷庫、 洗浄機、 動力噴霧機、 直売施設
花き	I II	鉢花・花壇苗の市場出荷を中心とした経営	100 (施設 30)	3	花壇苗、 クリスマスローズ、 シクラメン、 洋ラン	軽量鉄骨ハウス 暖房機 土壌消毒機 用土配合機 は種機 かん水施設

グループ2：地域の農業を担う経営体モデル<目標所得額500万円>

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	I II	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷中心の経営	120 (施設 40)	2.5	葉菜類、 ブロッコリー、ニンジン、 ダイコン、 ゴボウ	パイプハウス トラクター、 管理機、は種機 予冷庫、洗浄機 動力噴霧機、トレンチャー
野菜	II	野菜の市場出荷と直売、体験農園を組み合わせた経営	100 (施設 30)	2.5	イチゴ、スイートコーン、 エダマメ、 根菜類、 葉菜類	パイプハウス トラクター、 管理機、は種機 動力噴霧機、 体験農園30a

花き	Ⅱ Ⅴ	鉢花・花壇苗の市場出荷を中心とした経営	80 (施設 20)	2	シクラメン、パンジー、ビオラ、葉ボタンなど花壇苗	軽量鉄骨ハウス 暖房機 土壌消毒機、 用土配合機 は種機
果樹	Ⅰ Ⅱ	環境保全型技術を導入した果樹の直売を主とした経営	60	2	ナシ、ブドウ	販売施設、防鳥ネット、スピードスプレイヤー、動力噴霧機、果樹棚、防薬シャッター
植木	Ⅲ Ⅴ	緑化木・苗木の生産・販売及び造園部門も含む経営	100 (施設 10)	2	中高木、ポット苗木	パワーショベル、養生施設、クレーン付トラック、
畜産	Ⅱ	酪農を主とする経営	経産牛 20頭	2	生乳、乳製品、堆肥	畜舎、トラクター、搾乳機器、ふん尿処理施設、サイレージ、ハーベスタ
		肥育を主とする経営	肉用牛 50頭	2	肉牛、堆肥	畜舎、トラクター、ふん尿処理施設

グループ3：農業の広がりを支える経営体モデル<目標所得額300万円>

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	Ⅱ Ⅴ Ⅳ	野菜の直売や体験農園を主とした経営	80 (施設 30)	2	多品目	パイプハウス トラクター、 は種機、 動力噴霧機、 体験農園10a
果樹	Ⅳ	果樹の庭先直売と観光果樹園を行う経営	50	1.5	ブドウ、ナシ、ブルーベリー	管理機、 動力噴霧機 防薬シャッター
野菜	Ⅳ	・軟弱野菜を主とした経営 ・庭先直売を主とした経営	30 (施設 20)	1.5	ホウレンソウ 小松菜、多品目	管理機、は種機 動力噴霧機

【農業経営基盤強化の方向】

清瀬市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、清瀬市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

清瀬市は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業（市街化区域内農地にあつては生産緑地地区に限る）
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

各々の農業経営類型に共通した方向付けとして、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要がある。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が連携して支援を行うための体制（担い手育成支援協議会）を整備し、資金支援やその他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中的に実施していく。

また、規模拡大による農業経営の改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農業従事者の高齢化や担い手の不足により遊休化、低未利用化している農地については、今後なるおそれがある農地を含め農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るとともに、農作業受託組織の検討、育成を図るなど農業上の利用の増進を図る。

また、当市においては、耕作放棄地やそのおそれのある地域が相当程度存在しないため、特定法人貸付事業を実施しない。

以下の個別の事業は別に定める。

第五章 農業振興施策の体系と内容

清瀬市農業振興計画・振興施策の体系

伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業

1. 農地の保全	
(1) 計画的な農地の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の維持・保全 ・都市計画との連携
(2) 都市に潤いを与える農地の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農のあるまちづくりの推進
2. 農業基盤の確立	
(1) 農業経営の近代化、合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営能力と近代化の推進 ・農業経営向上のための制度の活用
(2) 環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で新鮮な農産物の提供 ・土づくりの推進 ・地域資源循環システムの検討と推進
(3) 付加価値の高い農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化の推進 ・付加価値の高い農業の研究と推進
(4) 多様な販売手段の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷形態も改善 ・地産地消の推進
3. 農業従事者の育成と支援	
(1) 農業の担い手の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成 ・多様な農業の担い手づくり
(2) 組織・団体の育成と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・団体の育成と交流推進 ・市民・異業種との交流の推進
4. ふれあい農業の推進	
(1) ふれあいの場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの場の拡大 ・農業イベントの推進
(2) 農業ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を通じたネットワークづくり
5. 農業の教育・福祉的機能の活用	
(1) 農業の教育的機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・学校教育との連携・交流 ・社会教育との連携・交流
(2) 農業の福祉的機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉との連携

1. 農地の保全

(1) 農地の維持・保全

【施策の構成】

計画的な農地の維持・保全	
1	農地の維持・保全
2	都市計画との連携

1 計画的な農地の維持・保全

農地の維持・保全を積極的に行うために、各種農業振興施策を導入、し生産緑地に指定されている農地の適正な保全と農業振興に努める。

宅地化農地も、農地として維持していきたいという意向が強く、積極的な維持・保全を行うとともに、市民農園など農地としての利用を促進していく。

また、相続時の農地の減少が大きいことから、相続の際にも農地が維持されるよう啓発及び対策を検討し、必要に応じて国に対して制度の改善を要請する。

【施策の内容】

項目	施策の内容
・生産緑地の維持・保全	－生産緑地に指定された農地への各種農業振興施策の導入 －生産緑地保全整備事業等の導入
・宅地化農地の維持・保全	－各種振興施策の導入 －市民農園など公的利用の推進
・相続対策の検討	－農地の維持について啓発するとともに課題を検討し、必要に応じて国に対して制度の改善を要請する。

2 都市計画との連携

農地を制度的な面から維持・保全していくために、各種都市計画制度の中で積極的に農地の位置づけを行う。

【施策の内容】

項目	施策の内容
・都市計画制度の中での位置づけの明確化	－都市計画担当部課との連携の強化 －生産緑地の保全と追加指定の推進 －農地へ配慮した土地区画整理事業推進への働きかけ

(2) 都市に潤いを与える農地の維持・保全

【施策の構成】

都市に潤いを与える農地の維持・保全	
1	農のあるまちづくりの推進

1 農のあるまちづくりの推進

都市化の進展により、農地のもつ機能と役割がますます強め、重要になることから、

今後、周辺の住環境と調和した農のあるまちづくりに向けた農地の整備を進める。

さらに、農地のある風景は清瀬市の代表的な景観の一つであり、今後とも農地をまちづくりの中で積極的に位置づけていくとともに、生態系の維持・保全機能、防災機能等、農地の持つ多面的な機能とその意義への認識を高め、積極的に農地を保全していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・住環境と調和した農地周辺の整備	－周辺の住環境と調和した農地の整備
・畜産生産環境の向上	－畜産生産環境改善の推進（家畜排泄物の処理施設等の整備、家畜排泄物の堆肥化の推進等）
・農地がもたらすうるおいのある景観づくりと市民意識の高揚	－農地景観の向上（花壇・花木等） －農地への空き缶、ゴミ投棄防止への対策
・まちづくりの視点での農地の維持・保全	－各種まちづくり活動の中で、農地の積極的な位置づけ －農地による自然生態系の保護・育成（公園や樹林等と連携したビオトープづくり） －農地の防災機能の活用（緊急避難場所・延焼防止空間としての位置づけ）

2. 農業基盤の確立

(1) 農業経営の近代化・合理化

【施策の構成】

農業経営の近代化・合理化	
—	1 農業経営能力の向上と近代化の推進
—	2 農業経営向上のための制度の活用

1 農業経営能力の向上と近代化の推進

今後の農業発展のためには、農業経営を近代化し労働環境を向上していくことが重要である。

そのために、経営能力向上のための講習・研修や先進事業の調査研究を行うとともに、複式簿記などの経営管理の基礎知識を習得するための研修並びにパソコンを使った経営分析の講習等を行う。

また、青色申告の実施を奨励し、家計と農業経営の分離を推進する。同時に、家族間の役割の明確化する家族経営協定を推進するとともに、臨時雇用や市民の援農、農業経営の合理化により年間労働時間の削減を進める。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・農業経営の能力の向上	— 経営能力向上のための講習・研修 — 先進事例の調査研究 — 財務の基礎知識である複式簿記の研修や経営感覚を養うためのパソコンによる経営分析の講習
・農業経営の近代化の推進	— 青色申告の奨励や家計と農業経営の分離推進 — 家族協定農業の推進による家族間の役割の明確化 — 臨時雇用や市民の援農等による年間労働時間の削減

2 農業経営向上のための制度の活用

農業経営を向上させていく上で活用できる諸制度を積極的に導入する。また、各種制度を農家が有効に活用できるよう、情報提供を行うとともに、活用へ向けたアドバイスをを行う。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・活用できる諸制度の導入	— 農業経営基礎強化促進法に基づく認定農業者制度の活用 — 農業近代化資金利子補給事業の活用 — 東京都の各種施策の積極的な導入
・各種制度の情報提供と活用に向けたアドバイス	— 東京都中央農業改良普及センターやJAによる営農指導 — 東京農業会議による簿記講習と各種情報の提供

(2) 環境にやさしい農業の推進

【施策の構成】

環境にやさしい農業の推進	
1	安全・安心で新鮮な農産物の提供
2	土づくりの推進
3	地域資源循環システムの検討と推進

1 安全・安心で新鮮な農産物の提供

安全・安心で新鮮な農産物を提供するため、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培を積極的に推進する。有機栽培や減農薬栽培は手間やコストがかかる上には収量があがらないという課題もあり、その推進のために基礎的な研究や栽培情報・技術ノウハウの交換を促進していく。

同時に、消費者に対して有機・減農薬栽培、遺伝子組み換え作物への対応、農薬の適正使用、生産履歴開示等についての情報提供と、農家と消費者のお互いの理解を深める意見交換の場を積極的につくっていく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・有機・減農薬・減化学肥料栽培の推進	<ul style="list-style-type: none"> －有機・減農薬・減化学肥料栽培の研究 －情報・技術ノウハウの交換 －栽培マニュアルの普及推進 －エコファーマーの推進
・食の安全・安心に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> －取り組み状況についての情報発信 －農業者と消費者との交流によるお互いの理解促進

2 土づくりの推進

安全・安心で新鮮な農産物を継続的な提供と病虫害や自然災害に強い農作物の育成のため、優良堆肥の適正な使用による土づくりへの支援を行う。

同時に、家畜排泄物の堆肥化を推進し、耕種農家の有機肥料として積極的な活用を推進する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・土づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> －優良堆肥の適正な使用による土づくりへの支援 －有機質堆肥助成事業の推進、土壌管理の推進
・家畜排泄物の堆肥化推進	<ul style="list-style-type: none"> －家畜排泄物の堆肥化を推進し、耕種農家の有機肥料として活用する、

3 地域資源循環システムの検討と推進

今後、環境にやさしい農業の推進を永続的に行っていくため、関係部課との連携を図り、地域で出される落ち葉、剪定枝、生ゴミ等を堆肥化し、それを次の生産資源として活用するといった、地域資源循環システムを検討し推進していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・関係部課との連携による地域資源循環システムの検討と推進	－活用・リサイクルできる資源の抽出 －リサイクル方法・体制の検討

(3) 付加価値の高い農業の推進

【施策の構成】

付加価値の高い農業の推進
1 ブランド化の推進
2 付加価値の高い農業の研究と推進

1 ブランド化の推進

清瀬市は都内における野菜の有数の産地となっており、清瀬市ブランドの確立のための施策が行われてきた。今後も、清瀬市の加工を含めた農産物全般にわたりブランド化を推進していくとともに、清瀬市の地域性や歴史等を活かした市ブランド品の開発を行う。

また、新鮮で安全・安心な農産物を身近な商店等で購入できるということが今後ますます価値を持つものと考えられることから、生産者の顔の見える農産物の供給を積極的に推進していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・ブランド化の推進	－ブランド確立のための販売促進 －都市農業ブランド化推進事業の導入
・市ブランド農産物・農産加工物品の開発	－清瀬市の歴史、地域特性を活かした市ブランド品の開発
・生産者の顔の見える農産物の供給	－生産者の名前や農産物生産に対する思いが伝えられるような販売方法の検討と推進

2 付加価値の高い農業の研究と推進

産業としての農業の確立を目指し、付加価値の高い農産物の研究を行うとともに、新たな品種や栽培方法、新技術の導入などを行う。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・付加価値の高い農産物生産の研究と展開	－農業試験場の協力を受け、研究し導入していく。
・新たな技術の導入	－中央農業改良普及センター等の積極的な協力を受ける。 －新たな品種・栽培方法の検討・支援

(4) 多様な販売手法の確立

【施策の構成】

多様な販売方法の確立	
1	出荷形態の改善
2	地産地消の推進

1 出荷形態の改善

現在の主な出荷形態である市場流通を更に強化・促進させるための研究開発を促進するとともに、円滑な市場流通に向けた生産への支援を行う。また、契約販売や産地直送など新たな販売方法を検討し実施していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・市場流通への支援	－市場流通へ向けた販売促進 －市場流通へ向けた生産への支援
・新たな販売方法の検討と実施	－市場を通じた契約販売

2 地産地消の推進

市民から地元農産物を購入したいといった声も強い。今後、市民が身近な場所で、新鮮な地元農産物を購入できる共同直売所を充実し、地場消費を積極的に拡大していく。

また、地元小売店（個人商店、スーパーマーケット等）への出荷や、保育園や学校、病院などの給食等、市内の様々な販売ルートの開拓を検討していく。

同時に、季節感のある地元野菜や有機農産物のセットの宅配や契約栽培など、新たな販売方法を検討し導入していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・共同直売所の設置	－地元農産物を購入できる共同直売所の充実
・新たな地元消費の展開	－地元小売店に地元農産物コーナーの設置の推進 －学校給食、病院等への提供 －季節野菜セット、有機農産物セット、テーマ性のある販売方法の検討と導入 －契約栽培・宅配出荷などの新たな生産・販売スタイルの検討と導入

3. 農業従事者の育成と支援

(1) 農業の担い手の確保と育成

【施策の構成】

農業の担い手の確保と育成

1	後継者の育成
2	多様な農業の担い手づくり

1 後継者の育成

農業経営の近代化や労働条件・労働環境等の向上により、魅力ある産業としての農業育成し、農業後継者を確保・育成する。

また、農業経営者や中央農業改良普及センター等に後継者の指導・育成を仰ぐとともに、農業後継者団体等の組織活動の充実を図る。

さらに、今後の高齢化社会に対応した農業の展開や生産環境の整備を推進する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・ 農業後継者の確保・育成	－ 農業経営の近代化、労働環境の向上 － 農業経営者や中央農業改良普及センター等による後継者の指導・育成 － 農業後継者団体の組織活動の充実 － 将来の就農予定者と農業従事者との交流を進める。
・ 高齢農業者への支援	－ 高齢化に対応した農業の検討と推進 － 高齢者に配慮した生産環境の整備推進

2 多様な農業の担い手づくり

Uターン就農者や定年退職後の就農など、新たな担い手への支援を積極的に行う。また、労働力の不足する農家の農業継続を支援する市民による援農システムの検討を行うとともに、これらの新規就農者や担い手がスムーズに農業を行えるよう研修を行う。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・ 新たな就農への支援	－ Uターン就農、定年退職による就農等への支援 － 就農・援農へ向けた基礎講座、基礎トレーニング等の実施
・ 市民援農システムの検討	－ 農家のニーズと市民の希望の把握 － 効率的な援農が可能となるシステムの検討

(2) 組織・団体の育成と交流の推進

【施策の構成】

組織・団体の育成と交流の推進
1 組織・団体の育成と交流推進
2 市民・異業種との交流の推進

1 組織・団体の育成と交流推進

清瀬市には、東京みらい農業協同組合をはじめ園芸・花卉・植木・ぶどう・酪農等の各分野の生産組合があり農業の振興のための様々な取り組みが行われている。

今後、さらに、目的に応じた研修や研究などの積極的な活動を支援するとともに、これら組織・団体の交流を深めて情報交換を積極的に進める。特に、清瀬市ブランドの確立や新たな商品開発等、活力ある農業の展開のために、組織・団体の枠を越えた交流を推進する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・組織・団体の育成支援	－農業振興のための活動支援 －目的に応じた研修・研究の推進
・組織・団体の交流促進	－組織・団体を越えた交流の促進 －交流を通じた新たな農業、新たな商品の開発

2 市民・異業種との交流の推進

消費者ニーズを把握し、求められる農産物の生産や新たな時代に向けた農業の展開を目的とした市民や市民団体等との交流を積極的に行う。

また、他産業との異業種交流を積極的に行い、農業の新たな展開を検討する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・市民や市民団体との交流推進	－市民・市民団体と農業団体の定期的な交流の推進
・異業種交流の推進	－異業種交流による新たな展開(商品・販売方法など)

4. ふれあい農業の推進

(1) ふれあいの場の拡大

【施策の構成】

ふれあい農業の拡大
1 ふれあいの場の拡大
2 農業イベントの推進

1 ふれあいの場の拡大

市民が農業を通じてふれあえる場づくりを推進する。

現在、市内には6箇所の市民農園があるが、市民の希望が多く、希望者全てに対応できない状況にある。市民農園で市民が土に親しみ自ら農産物をつくることを通じて、都市生活の中でうるおいとやすらぎを得ることができるとともに、農業への理解をも得られる貴重な場となっており、今後、農業者と市、JAなどが連携して体験農園やその他のふれあいの場を拡大していく。

さらに、市全体をふれあい農業の場として位置づけ、市内の他施設や自然環境と連携と連動したふれあいの場づくりを進める。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・ふれあいの場の拡大	－市民農園の整備推進 －体験農園の推進 －朝市、即売会などの身近な農業イベントの拡大
・市全体をふれあい農業の場と位置づける。	－市内の農地や直売所と公園や散策路をつなぎ、市全体を散策しながら清瀬市の農業を見学し、学習や体験ができる場として位置づける。

2 農業イベントの推進

現在行われている農業まつりは、市内農産物の即売や各種アトラクションなど市民の人気の高い。今後も、このような農業イベントを活発に行うとともに、農業の生産・収穫時期に合わせた季節感のある体験型のイベントを行い、農業を通じた交流を推進する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・農業イベントを通じた交流の推進	－農業まつりの更なる魅力づけの推進 －季節感のある体験型農業イベントの推進

(2) 農業ネットワークの形成

【施策の構成】

農業ネットワークの形成

1 農業を通じたネットワークづくり

1 農業を通じたネットワークづくり

農業を通じて、農業者と市民、消費者、行政などが様々な交流を行い、豊かな食生活とうるおいのある地域づくりが可能となるネットワークづくりを推進する。

ネットワークづくりを通じた農業とのふれあいや農業情報の提供により、清瀬の農業を伝えるとともに、市民や消費者の意向を的確に把握し、対応する。

また、これらの交流から様々な販売方法、顧客開拓、商品開発などの可能性を探り、新たな農業経営の展開を検討する。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・農業を通じたネットワークづくり	－ふれあいの場づくりと農業情報の提供 －ネットワークづくりのための方策検討 (例：インターネットのホームページ)
・市民ニーズの把握	－ネットワークを通じて情報収集を行い農業に対する市民ニーズを把握する。
・清瀬市農業の情報発信	－様々なメディアを通じた情報発信
・新たな農業展開の検討	－新たな販売方法、顧客開拓、商品開発等の可能性を探る。

5. 農業の教育・福祉的機能の活用

(1) 農業の教育的機能の活用

【施策の構成】

農業の教育的機能の活用	
1	食育の推進
2	学校教育との連携
3	社会教育との連携

1. 食育の推進

農産物の安全・安心への関心が高まり、食育の必要性が重視される中で、平成17年には「食育基本法」が制定された。

子供から大人まで、各世代に対して農を通じた食の重要性を伝えるため、農家と消費者との間の交流の促進し、信頼関係を構築する。さらに、農産物の生産などを推進する。体験活動の促進、農産物の生産された地域内の学校給食等における利用推進などを推進する。

【施策の内容】

項目	施策の内容
・農産物の体験活動の推進	－体験農業の推進 －地場産農産物の料理教室
・学校教育における利用推進	－学校給食における地場産農産物の活用と啓発

2 学校教育との連携

これからの農業を理解し支えていく市民を育てるため、次世代を担う子供達に学校教育の場で学童農園などを通して、農業とふれあえる機会を積極的につくる。

【施策の内容】

項目	施策の内容
・学校教育と連携した農業体験・学習の推進	－学校教育と連携し、市内農業の見学会や農業体験を推進し、農業とふれあいその理解を深める機会をつくる。

3 社会教育との連携

農家の持っている農産物生産に関する知識や経験・ノウハウを活用し、農業とふれあい、農業の理解を促進するため、社会教育活動との連携を図る。

【施策の内容】

項目	施策の内容
・社会教育との連携	－社会教育の中での農業講座への協力 －農家の知識、経験、ノウハウの活用による社会教育活動との連携

(2) 農業の福祉的機能の活用

【施策の構成】

農業の福祉的機能の活用

1 福祉との連携

1 福祉との連携

農業は土づくりから種蒔き、手入れ、収穫、そして、その収穫物による料理まで様々な段階を持っており、それぞれの段階において季節や気候など自然環境や条件と密接な関わりを持っている。

都市化の進展により土とふれあうことのなくなってしまった現代人にとって、土や自然とふれあいながら体を動かすことは、心身両面からの健康づくりにつながり、高齢者や様々な障害を持つ方々の健康回復への力となるものである。

このような視点から、市民の健康づくりを目指し社会福祉との連携を推進していく。

【施策の内容】

項 目	施策の内容
・福祉向上を目的とした農業ふれあいの場づくりの検討・推進	－高齢者や障害を持つ方々の生きがいづくりや健康回復を目的とした農業とのふれあいの場づくりの検討と推進

第六章 計画の実現に向けて

「伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業」の将来像のもと、各施策を計画的に実施し、清瀬市農業振興計画を実現していく上で次のように推進する。

1. 計画の推進体制の確立

本計画は、今後10年間の全体計画を示したマスタープランであり、その推進と実現に向けた体制づくりが必要となる。

そのため、東京都農業振興事務所や東京都中央農業改良普及センター、東京都農業会議の指導と協力の下、東京みらい農業協同組合や各農業団体と協力し、農業者、市民とともに清瀬市農業の振興を図っていく。

そのため目的に応じた役割を分担しながら柔軟性のある推進体制を確立していく。

特に、農地は都市計画や都市整備との関係から捉える必要があるため、担当部課と密接な連携を図るとともに、まちづくりの視点から市民との連携を図り、総合的に清瀬市農業を支え育んでいく。

2. 制度・事業の活用と再検討、国や東京都への要望

農地の保全や安定した農業の継続を行い、農地のもつ多面的な機能と役割を活かして行くためには各種制度の活用を積極的に行うとともに、農業の振興に向けた必要な施策や都市農地保全制度の構築について、検討し、国及び東京都へ要望を行う。

3. 計画的な事業の実施

本計画の推進は、これまでの施策の実施状況を考慮にいれ、また、本市長期総合計画と具体的な関連を持たせながら計画的に事業の実施を行う必要がある。そのため、10年間の目標を定めた中で、2～3年を目途にした短期的な実施計画をつくり、具体的な事業計画を進める。また、計画をめぐる諸条件の変化に対応して必要な見直しと実施を適宜行う。